



忘れない そしてさらに前へ

子牛の個体登録申込から生産者補助金の交付対象確認まで

子牛の月齢と補給金制度の流れ

【肉用子牛の対象月齢】



補助金制度

1 子牛の個体登録
申し込みを行います

なるべく
生後一週間
以内に



2 JAが牛トレサ
情報等を確認します



3 負担金を
納付します

準備金のない方には、
4月齢時に負担金を
請求しますので
速やかに
納付して
ください。



4 個体登録が
確定します



5 販売の確認を
行います

満6月齢に達した日以降
に販売した子牛が対象
となります。



販売されたことが証明できる証書類で確認
(セリ伝票や売買確認申出書)

6 保留の確認を
行います

満12月齢に達するまで
飼養したことを
JA等が現地
調査により
確認します。



7 確認終了後
補給金交付
対象となります





子牛の個体登録申込み

忘れない そしてさらに前へ

個体登録に 必要なもの

- ①授精証明書
②子牛の生年月日・性別・名号



黒毛和種用
記入用紙

※地域によって一部
様式が異なります。

注意事項

申込期限は2月齡

自家生産

▶1週間以内にJAへ提出

外部導入牛

- ▶ 満2月齢になる日の前日までに購入し、
個体登録申込みを行い、
実際に飼養を始めていること
- ▶ 庭先取引で導入した場合、
「売買証明書」と「金融機関の振込証明」が
必要です
- ▶ 生年月日は「牛トレサ法」に届けられた
ものを用います
「個体識別情報」で確認します

申込日: 6年 5月 27日
 交付: 6年 5月 27日
 セリ出庫予定: 6年 1月

公益社団法人 宮崎県畜産協会 製

子牛検査台帳(分娩届)

肉用子牛届体登録申込書(黒毛和種)

牛達元気
 基金 No.290-1234567-000

雌

子牛登記番号 2024	子南黒 12345-6789-5	耳標番号 12345-6789-5 個体登録番号 0-45-12345-6789-5
繁殖区分	自卵 普通 単数	農協コード(支店) 205 串間市
子牛名号	みつこ	生年月日 令和6年5月26日
父牛名号	黒 正 宗 92 黒原 XXXX	{ 祖父 敬三朗 祖母 ひろこ 92 黒原 XXXX (92.0) () 祖母の父 三和高
母牛名号	12345-XXXX-X (令和1年8月4日生)	
ゆ う こ	点 数	
92 黒原 XXXX ()	()	
母牛の10桁番号を必ず確認ください。 (セリ市確定月) 月セリ市 確認 耳標装着日 年 月 日 去勢日 年 月 日		種付年月日 令和4年8月16日
		人工授精部
		子牛検査年月日 年 月 日
		検査委員
		損傷・不良形質 面皮 肩皮 背皮 都品
所有者	住所 宮崎県串間市〇〇△△	セリ 年 月 日 日 目 番
	氏名 牛達元気 TEL 0987-XX-XXXX	体重 kg
管理者等	45-02-007-XXXXXX-0	セリ価格 千円
		購買者
		換算 日令

1 生産者

分娩届は母牛登録証・種付証を持参し一週間以内に農協へ!!

00～の場合は
補給金対象牛では
ありません。



乳用種、
交雑種は
記入書類が
異なります。

肉用子牛畜体登録申込書(複数/アドイン申込書)

申込日 平成 28 年 5 月 31 日
 飼育農家番号 9991234567890
 (しふんの農家コード) 09854193504
 契約書 子牛 基本
 住所 宮城県黒川郡大川町○○番地○○
 (印刷用(事務用)住所)

貴畜農家規模に当てはまる次の2つの月平均年間の飼育頭数を記入します。

畜体登録年次		畜体登録年次					畜体登録年次					事業年度別記入欄 (畜体登録年次等)	
年度 (しふん年度番号)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)	年度 (しふん年度)
1	2014年(15)	2	2015年(16)	3	2016年(17)	4	2017年(18)	5	2018年(19)	6	2019年(20)	7	2020年(21)
8	2021年(22)	9	2022年(23)	10	2023年(24)	11	2024年(25)	12	2025年(26)	13	2026年(27)	14	2027年(28)
15	2028年(29)	16	2029年(30)	17	2030年(31)	18	2031年(32)	19	2032年(33)	20	2033年(34)	21	2034年(35)
22	2035年(36)	23	2036年(37)	24	2037年(38)	25	2038年(39)	26	2039年(40)	27	2040年(41)	28	2041年(42)
29	2042年(43)	30	2043年(44)	31	2044年(45)	32	2045年(46)	33	2046年(47)	34	2047年(48)	35	2048年(49)
36	2049年(50)	37	2050年(51)	38	2051年(52)	39	2052年(53)	40	2053年(54)	41	2054年(55)	42	2055年(56)
43	2056年(57)	44	2057年(58)	45	2058年(59)	46	2059年(60)	47	2060年(61)	48	2061年(62)	49	2062年(63)
50	2063年(64)	51	2064年(65)	52	2065年(66)	53	2066年(67)	54	2067年(68)	55	2068年(69)	56	2069年(70)
57	2070年(71)	58	2071年(72)	59	2072年(73)	60	2073年(74)	61	2074年(75)	62	2075年(76)	63	2076年(77)
64	2077年(78)	65	2078年(79)	66	2079年(80)	67	2080年(81)	68	2081年(82)	69	2082年(83)	70	2083年(84)
71	2084年(85)	72	2085年(86)	73	2086年(87)	74	2087年(88)	75	2088年(89)	76	2089年(90)	77	2090年(91)
78	2091年(92)	79	2092年(93)	80	2093年(94)	81	2094年(95)	82	2095年(96)	83	2096年(97)	84	2097年(98)
85	2098年(99)	86	2100年(00)	87	2101年(01)	88	2102年(02)	89	2103年(03)	90	2104年(04)	91	2105年(05)
92	2106年(06)	93	2107年(07)	94	2108年(08)	95	2109年(09)	96	2110年(10)	97	2111年(11)	98	2112年(12)
99	2113年(13)	100	2114年(14)	101	2115年(15)	102	2116年(16)	103	2117年(17)	104	2118年(18)	105	2119年(19)
106	2120年(20)	107	2121年(21)	108	2122年(22)	109	2123年(23)	110	2124年(24)	111	2125年(25)	112	2126年(26)
113	2127年(27)	114	2128年(28)	115	2129年(29)	116	2130年(30)	117	2131年(31)	118	2132年(32)	119	2133年(33)
120	2134年(34)	121	2135年(35)	122	2136年(36)	123	2137年(37)	124	2138年(38)	125	2139年(39)	126	2140年(40)
127	2141年(41)	128	2142年(42)	129	2143年(43)	130	2144年(44)	131	2145年(45)	132	2146年(46)	133	2147年(47)
134	2148年(48)	135	2149年(49)	136	2150年(50)	137	2151年(51)	138	2152年(52)	139	2153年(53)	140	2154年(54)
141	2155年(55)	142	2156年(56)	143	2157年(57)	144	2158年(58)	145	2159年(59)	146	2160年(60)	147	2161年(61)
148	2162年(62)	149	2163年(63)	150	2164年(64)	151	2165年(65)	152	2166年(66)	153	2167年(67)	154	2168年(68)

子牛の10桁番号を必ず確認ください。



生産者負担金・積立金

忘れない そして さらに前へ

生産者積立金の内訳

新規契約者

最近増頭した継続契約者も含む。



準備金が
まだないから
負担金の
請求がきたよ。

生産者 負担金



生産者 積立金

宮崎県畜産協会



※積立金は品種ごとに管理されています。

国

+

県



生産者積立準備金



畜産協会
で
預かっ
て
います。



継続契約者が過去に積立

区 分			黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
生産者積立金			1,600 円	6,000 円	20,000 円	5,000 円	2,400 円
負担 内訳 (割合)	国(機構)	(1/2)	800 円	3,000 円	10,000 円	2,500 円	1,200 円
	県	(1/4)	400 円	1,500 円	5,000 円	1,250 円	600 円
	生産者	(1/4)	400 円	1,500 円	5,000 円	1,250 円	600 円

生産者積立準備金とは

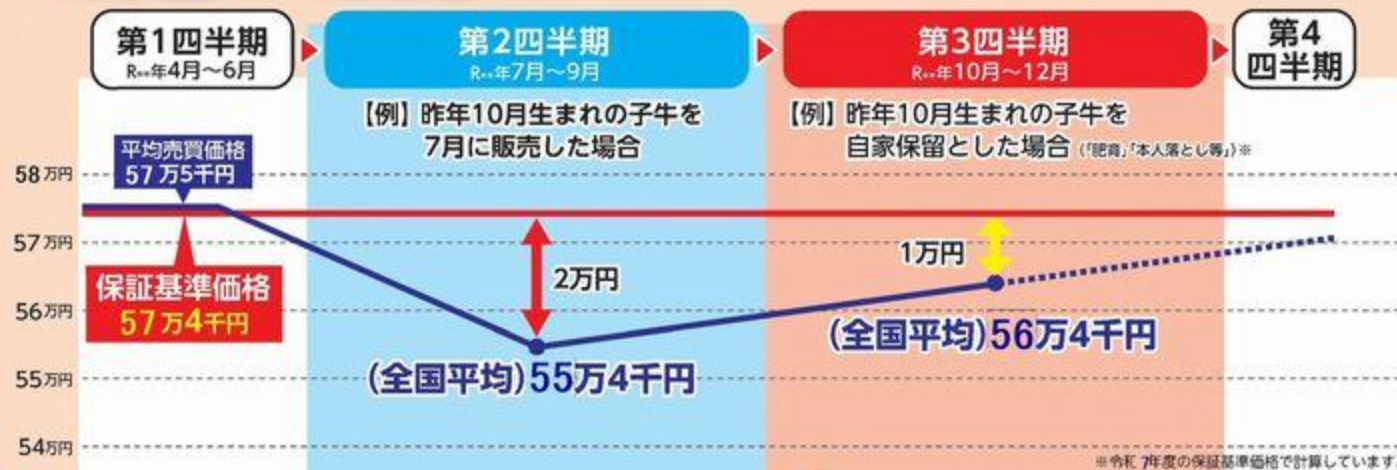
過去に積立てられた積立金から補給金に使った分を差引いた残高を畜産協会に預かっています。これを「生産者積立準備金」といいます。生産者積立準備金がある生産者についてはこれを取り崩して負担金の納付に充てています。



販売・保留・補助金の交付

忘れない そしてさらに前へ

「販売」と「保留」



販売の
場合

個体登録された子牛を満6月齢以降に販売すれば補給金対象

■セリ販売

今回の
補給金は2万円!!



■庭先販売



- 売買証明書が必要です。
 - 現金取引はNGです。
- 金融機関を通じた金銭授受を

保留の
場合

満12月齢を超えて飼育すれば補給金対象



今日は
満12月齢の
確認です。

今回の
補給金は
1万円です。

補助金の交付



注意事項

- 書類は、大切に保管してください。
①通知ハガキ ②セリ伝票 ③分娩届(個体登録申込書)
- 補給金は「補給金契約」の際に指定した口座に振り込みます。
口座番号が変わったら新しい番号を報告してください。
- 後継者に経営を譲ったら、後継者に契約名義を移す手続きをお願いします。
- 庭先取引で販売した場合、「売買証明書」と「金融機関の振込証明」が必要です。
- 異動した場合、生産者補給金は交付されません。
(子牛の死亡等を「異動」といいます。)
- 子牛の登録内容が間違っていた場合はすみやかにJA等に届けてください。満6月齢以降の子牛の登録内容の訂正はできないため、異動牛となり生産者補給金は交付されません。

※「本人落とし等」は、販売ではなく、12月齢飼養した時点で「保留」として補給金の対象となります。